

令和6年度
大村市小規模保育事業指導監査
監査結果報告書

(令和7年3月)

大村市 こども支援課
管理グループ 監査担当

1 小規模保育事業指導監査の概要

1. 基本方針

(1) 施設監査（認可基準の観点からの監査）

「児童福祉法」（及び「大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、市基準条例）」等の規定に基づき、小規模保育事業の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を目的とする。

(2) 確認に係る指導監査（運営基準、給付の観点からの指導監査）

子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設等の確認基準、特定教育・保育等の提供、施設・事業所の運営に関する基準及び施設型給付費等の請求に関する事項について周知徹底するとともに、過誤・不正の防止を図ることを目的とする。

2. 指導監査の重点事項

(1) 施設の適正な運営の確保

◆施設の運営に必要な規定が適正に整備されているか。また、法改正等に基づいた必要な改定が適宜行われているか確認する。

◆職員等の給与は就業規則や給与規定等、適正な手続きを経た根拠に基づき、勤務実態に即して支給されているか確認する。

(2) 保育の質の確保・向上

◆市基準条例に定める基準を満たす職員が雇用されており、開所、閉所時間帯における職員を配置しているか確認する。

◆職員の資質向上のため、研修の機会を確保し、計画的に実施しているか確認する。
また、職員の自己評価を踏まえ、事業所の保育の内容等について自ら評価を行い、その改善を図っているか確認する。

◆保育所保育指針にある「子どもの人権の尊重に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人権を尊重した保育」を行っているか確認する。

3. 指導監査（確認監査含む）の実施状況

令和6年度小規模保育事業等指導監査（確認監査含む）の実施状況は、表1の通りです。

市が認可する全ての小規模保育事業所(14施設)に対して、法令に基づく保育の実践及び事業運営の状況等保育の質が確保されているか並びに給付費等の請求が適正になされているかについて実地監査又は書面監査を実施しました。

表1 令和6年度小規模保育事業指導監査の実施状況

【 実地監査 】 ★は指導監査及び確認監査実施施設

実施日	園 名	運営主体
8 月 8 日	すこやか保育園	社会福祉法人 西大村福祉会
8 月 22 日	院内保育園さくら保育園	公益社団法人 地域医療振興協会
8 月 27 日	小規模保育園まつぼっくり	社会福祉法人 植松保育園
8 月 27 日	小規模保育園どんぐり	社会福祉法人 植松保育園
9 月 5 日	かめりあ上諏訪保育園	社会福祉法人 カメリア
9 月 11 日	ちぎのもり保育園	株式会社 創遊舎
9 月 26 日	小規模保育園キッズホーム	社会福祉法人 大村子供の家
10 月 8 日	たけまつちっち保育園	社会福祉法人 とみのはら福祉会
10 月 17 日	★かめりあ三城保育園	社会福祉法人 カメリア
10 月 17 日	★かめりあ三城第二保育園	社会福祉法人 カメリア
10 月 22 日	★小規模保育所とみのはら保育園	社会福祉法人 とみのはら福祉会

【 書面監査 】

前年度（令和5年度）の監査結果が「おおむね良好」であった事業所のうち、3施設は書面監査としました。

園名	法人名
小規模保育園かめりあ保育園	社会福祉法人 カメリア
小規模保育園ちいさな保育園マーナ	社会福祉法人 遊亀会
小規模保育園つぼみのおうち	社会福祉法人 わかば保育園

2 指導監査の結果

1. 主な指摘事項について

本年度の指導監査及び確認監査において、法令等に違反があり文書指摘を行った項目、違反の程度が軽微であり口頭指摘を行った項目、それぞれの指摘件数は、表2の通りです。各指摘事項の詳細については別表1に記載しています。

文書指摘事項については、小規模保育事業指導監査実施計画に基づき、期限を定めて改善報告書の提出を求めており、既に一定の改善を確認しています。

違反の程度が軽微である口頭指摘事項については、速やかに自主的な是正又は改善を行うこととしており、小規模保育事業全体の保育の内容及び質の向上並びに事業運営の適正化を図っています。

また、その他留意事項（表3）について別表2に詳細を記載しています。

表2 主な指摘事項と指摘件数（別表1参照）

項目 (別表1項目No.)	文書指摘	口頭指摘
連携施設に関する協定書について No. 1	0件	1件
設備の基準について No. 2	1件	0件
自己評価及び結果の公表について No. 3	0件	1件
非常災害対策について No. 4	0件	1件
職員研修の実施について No. 5	0件	1件
労務管理等について（就業規則・時間外勤務等） No. 6	0件	3件
給与規程等について(公定価格等) No. 7	4件	3件

表3 その他留意事項について（別表2参照）

項目
1 運営規程、重要事項説明書（しおり）について
2 子どもの人権に配慮した保育の実施について（不適切保育の防止・虐待防止）
3 虐待等への対応について
4 全体的な計画、指導計画の作成について
5 安全計画の策定について
6 事故防止及び安全対策の徹底について

3 令和7年度 小規模保育事業指導監査について

1. 監査方法

指導監査及び確認監査は原則として毎年度1回実施します。

事前に監査資料を書面で提出していただき、実地監査にて施設・設備、帳簿等の確認及び施設長等からの聞き取りを実施、その後監査結果を書面にて通知します。文書指摘事項については改善報告書を提出していただきます。

2. 監査スケジュール

・指導監査等の流れ

- ① 5月に小規模保育事業指導監査資料及び監査実施日程表を市より各園へ送付
- ② 各園は7月上旬頃に小規模保育事業指導監査資料を市へ提出
- ③ 市は、監査実地1か月前までに監査実施園へ監査実施通知を送付
- ④ 小規模保育事業指導監査資料で内容を確認した上、実地監査にて各種帳簿をもとに確認
- ⑤ 指導監査後に講評を行い、状況に応じて各指導助言等を実施
- ⑥ 指導監査結果の通知を送付

・令和7年度スケジュール(予定)

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
監査資料 配布		監査資料 提出	指導監査 (8月～11月)				R7監査結果まとめ R8実施計画			

3. 監査実施期日について

令和7年度の小規模保育事業指導監査も、実地（一部書面）により行う予定です。

監査実施の概ね1か月前までには、正式な通知を送付いたします。

なお、監査日程の延期又は監査形態を変更する可能性もあります。その際は事前に連絡させていただきますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。